町民課からのお知らせ

近隣市町村で、各種証明書の交付が受けられます!!

近隣市町村の窓口で、各種証明書の交付が受けられる広域サービスを開始します。

２月１日から、可茂地域の２市７町１村の間において、いずれかに住民票や戸籍のある方は、下記の市町村のどこの窓口でも住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、税関係証明などの交付が受けることができる相互交付による広域サービスを開始いたします。

昼間は仕事があって、自分の住民票や戸籍のある役所(場)まで行くには休憩時間内では間に合わない…買い物のついでに近くの役所(場)で証明書が取れたら…と思ったことはありませんか？

この相互交付は、このようなことが可能になるサービスです。ぜひご利用ください。

交付開始日　　２月１日（金）

□**取 扱 時 間**　　午前８時 30 分から午後５時まで

□**実 施 窓 口**
- ○**美濃加茂市役所**（市民課、税務課および各連絡所（太田連絡所を除く））
- ○**可児市役所**（市民課、税務課および各連絡所（広見・中恵土連絡所を除く））
- ○**坂祝町役場**（住民課および税務課）
- ○**富加町役場**（住民課）
- ○**川辺町役場**（住民課および税務課）
- ○**七宗町役場**（住民課および税務課）
- ○**八百津町役場**（町民課）
- ○**白川町役場**（町民課）
- ○**東白川村役場**（村民課）
- ○**御嵩町役場**（住民環境課および税務課）

※美濃加茂市、可児市以外の町村では、本庁のみの取扱となります。

□**相互交付が可能な証明書**

証明書の種類	請求できる人
・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・税に関する証明書（現年度のみ） （所得・固定・納税）※法人は除く	本人および本人と同一世帯の方 (同一の住民票に記載されている方) ※「税に関する証明書」は１月１日に管内市町村に居住していた方
・戸籍・除籍の謄抄本 ・戸籍の附表の写し ・身分証明書	本人および本人と同一世帯の戸籍に記載されている家族 (ただし、身分証明書は本人のみ)

□**注意事項**
- ・本人確認のため、身分を証明するものを必ずご持参ください。
  (自動車運転免許証・パスポート・保険証等公的機関の発行するもの)
- ・印鑑登録証明書の請求時は請求される方の印鑑登録証を必ずご持参ください。
- ・すべての証明について委任状による請求はできません。

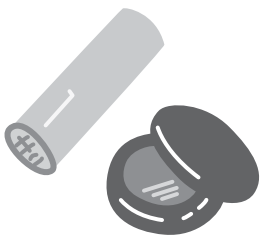

□**お問い合わせ**　　役場１階　町民課　☎ 43-2111
窓口係(内線 2113)・徴収係(内線 2116)・住民税係(内線 2117)・資産税係(内線 2118)